

さいたま市与野本町コミュニティセンター公募貸付事業者募集要項

1 趣旨・目的

さいたま市市民局市民生活部コミュニティ推進課(以下「コミュニティ推進課」という。)では、与野本町コミュニティセンターの建物の一部において公募貸付による喫茶コーナーの営業を予定しています。本要項は、与野本町コミュニティセンター利用者の利便性向上を目的として、喫茶コーナーの運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとします。出店を希望される方は、この募集要項、物件調書等を理解・承知されたうえでお申込み下さい。

2 事業概要

- (1) 事業名 さいたま市与野本町コミュニティセンター公募貸付事業
- (2) 事業概要 事業者は、与野本町コミュニティセンターの建物の一部を有償で使用し、利用者の利便性の向上を図るための喫茶コーナーの運営を行う。
- (3) 契約期間 賃貸借開始日から5年間とします。(撤去に係る期間を含む)
- (4) 契約額 事業者からの提案によります。
- (5) 保証金 月額貸付料の6か月分
- (6) 契約形態 さいたま市との間で定期建物賃貸借契約を締結します。

3 募集の概要

- (1) 募集区分 喫茶コーナー
- (2) 出店方法
与野本町コミュニティセンターの建物の一部を、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に規定する定期建物賃借権の設定を目的とした定期建物賃貸借契約により有償で使用するものとします。
- (3) 貸付期間
契約締結日から5年以内とし、1回の更新を可とします。
- (4) 貸付料
別紙1「設置・運営に係る条件」のとおりとします。
- (5) 出店条件
別紙1「設置・運営に係る条件」のとおりとします。
- (6) 出店場所
別添「貸付範囲図」「平面図」を参照してください。

4 参加要件

申込みできる運営事業者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 募集目的に賛同する喫茶コーナー運営に意欲のある者
- (2) 営業又は従事に際し、必要となる資格免許を有する者を従事させることができる者
- (3) 食品衛生法等関連法令を遵守する管理体制を敷ける者
- (4) 良質な商品及び優良なサービスを提供する資力、能力を有する者
- (5) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）167条の4第1項及び第2項に規定する入札に係る契約を締結する能力を有しない破産者で復権を得ない者に該当する者。
- ② 直近2年間において、法人税（個人事業者にあつては所得税）、及び法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所等を有する場合）を未納及び滞納している者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当する者。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者。
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に該当する者。
- ⑥ さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている期間がある者。
- ⑦ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱、又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱に基づく指名停止を受けている者。

※複数の個人又は法人による共有、共同による使用はできません。

※申込者が、契約者となっていただきます。

5 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

提出書類	内容	部数	備考
①提案参加申込書	様式第1号	2部	
②誓約書	様式第2号	2部	
③事業者の概要及び実績	様式第3号 ※実績がある場合は契約書（写）を添付してください。	2部	
④資格・免許等	業務内容に資格・免許等が必要とされる場合には、その資格・免許等の写し	2部	
⑤登記事項証明書	履歴事項全部証明書	2部	法人の場合
⑥身分証明書	運転免許証、旅券等	2部	個人の場合

⑦納税証明書	直近 2 か年分の法人税（個人事業者の場合は所得税）、法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所を有する場合）の納税証明書	2 部	
⑧財務諸表類	直近 3 か年分の貸借対照表、損益計算書の写し（個人の場合は上記に相当する書類）	2 部	
⑨企画提案書	様式第 5 号	1 3 部	
⑩平面図	店舗の平面図（A 3 版）	1 3 部	
⑪貸付料提案書	様式第 6 号	1 3 部	
⑫メニュー、パンフレット等		2 部	

（注意）

1. 部数 2 部については、正副各 1 部（副 1 部はコピー可）とする。
2. 各種証明書は提出日の 3 か月以内に発行されたものに限る。
3. ⑨～⑪については、応募者名が分からないように、社名、シンボルマーク等を記入しないこと。
4. ⑩について、全ての設備、什器、機械類、ごみ箱等の設置箇所及び名称を記入したものを作成し、店舗の全体像及び詳細がわかるようにすること。

（2）書類作成上の注意

- ・提出書類の規格は証明書及び平面図を除き原則として A 4 版（両面印刷）とします。
- ・企画提案書は、分かりやすく簡潔に記入してください。
- ・提出書類は一切返却いたしません。
- ・書類提出後の追加及び変更は原則として認めません。

（3）提出期限

①～⑧の書類 平成 31 年 5 月 20 日（月）

⑨～⑫の書類 平成 31 年 6 月 18 日（火）

※電子データについても CD-R 1 枚をそれぞれ提出してください。

（4）提出方法

持参とします。

持参の受付時間、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。

（5）提出先

〒338-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市 市民局 市民生活部 コミュニティ推進課

電話：048-829-1067

E-mail：community-suishin@city.saitama.lg.jp

6 審査方法

「与野本町コミュニティセンター行政財産貸付事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、審査及び選定を行います。

（１）審査基準

別紙２「審査基準」のとおりとします。

（２）書類審査

提出された書類に基づき、書類審査を行います。

（３）企画提案所提案会

平成３１年７月中旬に、企画提案所提案会においてプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行います。企画提案所提案会の日程、場所及び実施方法等については対象者に別途連絡します。

（４）運営事業者の選定

書類審査及び企画提案書提案会により企画提案内容等を総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を選定します。

（５）選定結果の通知及び公表

選定結果は平成３１年７月下旬に提案者全員に通知文書を送付します。

また、最優秀提案者は、その法人名又は個人名をさいたま市ホームページにて公表します。

なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じません。

（６）選定後の手続き

最優秀提案者を内定者とし、設置・運営に伴う協議を行います。協議については、早急に行いますので、対応できる体制を整えてください。

7 質問及び回答

この募集要項について質問がある場合は、様式第４号の「質問書」を５（５）に掲げる提出先に電子メールにて提出してください。（送信後、電話（午前９時から午後４時まで）で受信確認をしてください。）

口頭による質問は受け付けません。

なお、本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれがある質問等には回答しません。

・受付期限：平成３１年４月１９日（金）午後４時まで

・回答：平成３１年４月２６日（金）にさいたま市ホームページにて質問と共に

公表します。

8 内定の取消

(1) 次の場合には、事業者の内定を取り消すものとします。

- ①提出書類に虚偽の記入があったとき。
- ②正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。
- ③「4 参加要件」に掲げる要件に適合しなかったとき。
- ④事業者の資金事情の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。
- ⑤著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと判断したとき。

(2) 上記による内定取り消し又は内定者の辞退等があった場合には、次点者を繰り上げるものとします。

9 その他

(1) 本公募への応募に要する一切の費用は応募者の負担とします。

(2) 提出書類は参加者に無断で事業者選定以外の目的に使用しませんが、情報公開請求により公開する場合があります。

10 公募スケジュール(予定)

項目	日時・期間	備考
募集要項配布	平成31年4月 8日 (月)	ホームページ上で配布
質問書受付締切	平成31年4月19日 (金)	
質問に対する回答	平成31年4月26日 (金)	ホームページ上で公表
提案参加申込書等受付締切	平成31年5月20日 (月)	付属書類も提出すること
参加資格確認結果の通知 企画提案の要請	平成31年5月27日 (月)	
企画提案書等受付締切	平成31年6月18日 (火)	企画提案要請受理者のみ可
企画提案書提案会	平成31年7月中旬	日程は別途連絡
選定結果の通知	平成31年7月下旬	
契約の締結	平成31年8月上旬	

設置・運営に係る条件

1 さいたま市与野本町コミュニティセンターの概要

(1) 概要

①名称 : さいたま市与野本町コミュニティセンター

②所在地 : さいたま市中央区本町東 3-5-43

③施設規模等 :

(ア) 敷地面積 6,249㎡ 建築面積 2,638㎡ 延床面積 2,539㎡

(イ) 構造 鉄筋コンクリート造 平屋

(ウ) 開館 昭和 56 年 3 月

(エ) 主な施設

第 1・2 会議室	定員 45 名
第 3・4 会議室	定員 80 名
第 5 会議室	定員 45 名
視聴覚室兼会議室	定員 36 名
音楽室	定員 10 名
和室さくら	定員 15 名
和室おおかや	定員 60 名
調理室	定員 50 名 (調理台 5 台)
多目的ルーム (大)	定員 290 名
多目的ルーム (小)	定員 180 名
ボランティアビューロー	定員 20 名
駐車場	50 台収容

(2) 開館時間 : 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

(3) 休館日 : 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

但し、保守点検等により臨時休館する場合あり。

(4) 利用実績 : (利用人数・利用率)

平成 29 年度 202,044 人 (65.7%)

平成 28 年度 207,380 人 (63.3%)

平成 27 年度 197,712 人 (61.7%)

(5) 指定管理者：公益財団法人さいたま市文化振興事業団（平成32年度まで）

<http://www.saitama-culture.jp/bunka/index.html>

2 喫茶コーナーの概要

①設置場所：与野本町コミュニティセンター北側

②面積：23.8㎡

③厨房設備：事業者で設置（電気・水道の配線・配管あり）

3 営業内容に関する条件

(1) 運営について

与野本町コミュニティセンターは昭和56年の開館以来、地域に密着したコミュニティ活動、文化活動や生涯学習等の様々な活動に幅広く対応し、地域の活動の拠点として、多くの皆様に利用されている施設です。喫茶コーナーは、与野本町コミュニティセンター利用者の利便性向上のための施設であることを十分認識し、運営を行ってください。

(2) 営業日

原則として与野本町コミュニティセンターの開館日にあわせて営業を行ってください。

(3) 営業時間

営業時間を企画提案してください。

(4) 営業方式

営業方式を企画提案してください。

(5) 提供メニュー

飲物、軽食を含め、メニュー構成を提案してください。また、運営開始後も新メニューの提案などを行ってください。

(6) 提供禁止メニュー

与野本町コミュニティセンターが適さないと判断するものは提供しないでください。

(7) 提供サービス

利用者の利便性向上につながる、提供可能なサービスをできるだけ提案してください。

(8) 提供価格

より高い品質を確保した上で、できるだけ利用しやすい価格を提案してください。

(9) 収支計画について

店舗の運営に当たっては、利用者のサービス向上を確実に図るため、事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画としてください。

(10) 構造・デザインについて

ユニバーサルデザインの視点から、車椅子利用者などに配慮し、安全で衛生的な配置としてください。

なお、店舗の仕上げ工事等については、与野本町コミュニティセンター全体のデザイン等を踏まえ、必要な指示に従ってください。

(11) 商品等の搬入時間、搬入経路及び廃棄物等の搬出は、利用者に影響のないよう配慮し、与野

本町コミュニティセンターからの必要な指示に従ってください。

(12) 店舗内の衛生管理等を徹底し、食中毒・異物混入等の未然防止を行ってください。

(13) 営業時間内に欠品しないよう適切な在庫コントロールを行ってください。

(14) その他の提案

その他、利用者の満足度向上につながる取組みがあれば提案してください。

4 実施体制に関する条件

(1) 従業員は、コミュニティ施設内での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務に当たり、利用者に対して丁寧な接客対応を行うこと。

(2) 混雑ピーク時の混雑緩和へ配慮、工夫してください。

(3) 利用者からの要望、苦情に対しては誠意を持って対応し、その内容及び対応状況を遅滞なく与野本町コミュニティセンターに報告すること。

(4) 従業員の地元雇用や地元の食材等の使用など、地域への貢献に配慮すること。

(5) 大規模災害時には、与野本町コミュニティセンターの運営に対して協力すること。

(6) 店舗において万一事故が発生した場合、事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行うこと。

5 貸付料に関する条件

(1) 貸付料は、本募集要項の「様式第6号 貸付料提案書」により提案された月額に、消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 貸付料は、別途コミュニティ推進課の指定する方法により、期限までに納付してください。

(3) 貸付料とは別に、喫茶コーナーの光熱水費、建物総合損害共済負担金を、別途コミュニティ推進課の指定する方法により、期限までに納付してください。

6 契約の締結

内定された事業者は、出店に伴う協議及び工事等の開設準備を行うための確認書を締結し、その後、定期建物賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとします。

この契約は、1回の更新を可としますが、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに貸付建物を明け渡さなければなりません。

また、本募集要項の「様式第6号 貸付料提案書」により提案された貸付料の6か月分の額を、契約保証金として納付しなければならないものとします。

ただし、さいたま市財産規則第37条の2の規定に該当する場合は免除とします。

納付した契約保証金については、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じた時に還付します。

7 目的外使用及び転貸・再委託等の禁止

貸付する財産について、指定された用途若しくは目的以外に使用することは禁止します。

また、契約に基づく権利の一部又は全部を他の者に転貸し、譲渡し、担保に供し、又は営業を委託することは禁止します。

ただし、本公募の申請者がフランチャイザー（本部企業）となり、コミュニティ推進課と契約を締結した後、自らの責任においてフランチャイジー（加盟店）に運営を行わせることはできるものとします。

8 原状回復義務

契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、貸し付けた物件を自己の負担で原状回復し、コミュニティ推進課が指定する期日までに引き渡さなければならないものとします。

ただし、コミュニティ推進課が特に承諾したときは、この限りではありません。

期日までに原状回復の義務を履行しないときは、コミュニティ推進課が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求することができるものとします。

この場合、事業者はコミュニティ推進課に対し、何らの異議を申し立てることができません。

9 損害賠償

（１）事業者が、貸付物件の使用に当たり与野本町コミュニティセンター又は第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。

（２）事業者がその責めに帰する理由により、貸付物件の一部又は全部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額をコミュニティ推進課または与野本町コミュニティセンターに支払うものとします。

ただし、事業者が自己の負担で貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

10 施設の長期休館

与野本町コミュニティセンターは、平成31年度に施設を修繕するため、現在のところ貸付期間中に長期休館の予定はありません。

11 その他の条件

（１）コミュニティ推進課の指定する日から営業を開始してください。

（２）営業に必要な関係法令等に基づく資格取得や許認可等は、事業者が自己負担で行ってください。

（３）通路上等に看板や案内等を設置する場合は、コミュニティ推進課に事前協議し承認を得てください。

（４）店舗の施錠管理は与野本町コミュニティセンターから指示を受けた方法をお願いします。

（５）与野本町コミュニティセンター建物内は全面禁煙のため、店舗内も全面禁煙とし、利用者に対して屋外の指定場所での喫煙表示を行ってください。

（６）停電等の設備点検、防災訓練や感染対策等、コミュニティ推進課または与野本町コミュニティセンターの運営上必要な事項に対する要請が与野本町コミュニティセンターからあった場合は、全面的に協力をお願いします。（与野本町コミュニティセンターでは、年に１回、停電に

よる休館が予定されています。)

- (7) 与野本町コミュニティセンターの運営上の必要性から、取扱商品やサービス等についてコミュニティ推進課または与野本町コミュニティセンターから依頼された事項については、真摯に対応してください。
- (8) 店舗内の設備については、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の整備基準に配慮した設備としてください。詳細は別途協議とします。
- (9) 店舗の運営に当たっては、ノーマライゼーションに配慮した運営としてください。
- (10) 事業撤退の際は、次の事業者への引き継ぎに全面的に協力してください。
- (11) その他営業に際し必要な事項が発生した場合は、コミュニティ推進課と協議してください。

審査基準

審査項目	審査内容	審査の視点	配点
営業内容	店舗の運営方針 及び実施内容	与野本町コミュニティセンター内に設置する喫茶室 としての設置目的を理解し、利用者のニーズに合致し たコンセプト及び実施内容となっているか。営業時間 の設定は適切か。	60 点
	収支計画	事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画とな っているか。	
	メニュー・提供 サービスの構成 及び価格	メニュー、提供サービスの構成が利用者のニーズに合 致しているか。利用しやすい価格であるか。	
	その他自由提案	その他、利用者の満足度向上につながる取組みがある か。	
実施体制	従業員配置及び 利用者対応	従業員の接遇教育や配置人数は適切か。 利用者からの要望や苦情への対応方法はどうか。	20 点
	本市への貢献	従業員の地元雇用など地域への貢献はどうか。	
	危機管理	事故への対応が速やかに行えるか。 大規模災害時の協力体制はどうか。	
営業実績	業務実績	これまでの業務実績が十分であり、与野本町コミュニ ティセンター内で運営する能力を備えているか。	10 点
貸付料	提案貸付料	貸付料の設定は適切か。	10 点
合 計			100 点

さいたま市与野本町コミュニティセンター喫茶コーナー

物 件 調 書

物件の場所	さいたま市中央区本町東3-5-43 さいたま市与野本町コミュニティセンター北側
交通機関 (現地まで)	JR埼京線与野本町駅より徒歩3分
開館	昭和56年3月(平成31年度修繕実施予定)
貸付面積	23.8㎡
年間利用者数	202,044人 (平成29年度実績)

設 備		設備の有無	容 量 等
供給設備状況	給水	有	床下まで引込みあり(30A)
	排水	有	床下から配管あり(100A)
	都市ガス	無	
	電気	有	動力容量 (200v) 現状なし、 電灯容量 (100v) ET付コンセント×3 2口コンセント×3
	空調	有	全館空調のみ
	電話	無	
設 備			
その他	防火設備	熱感知器×3	
	換気扇	140㎡／H	
	排煙口	無	
	厨房機器	無	

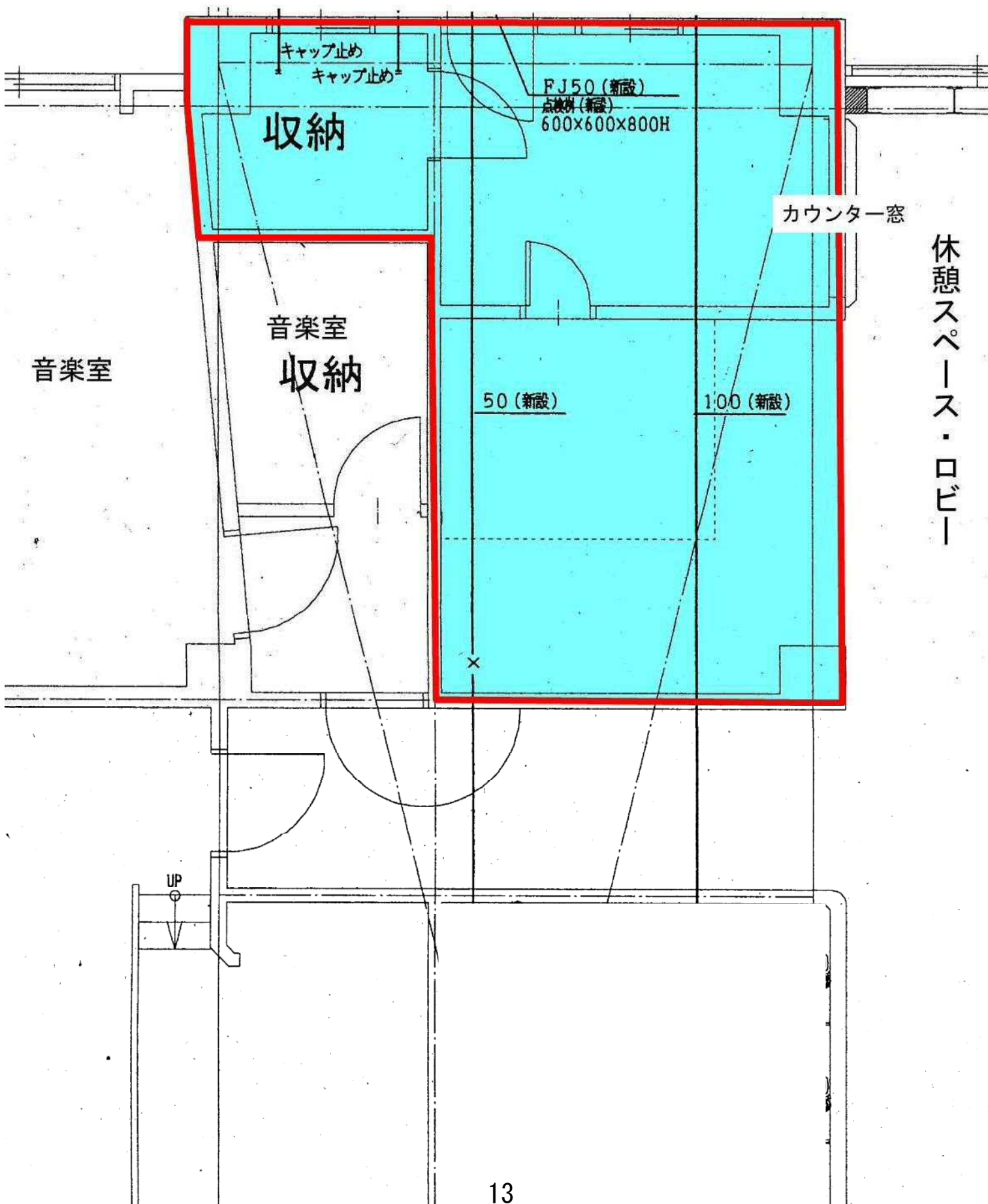
特記事項

貸付場所付近に共用の休憩スペースあり。

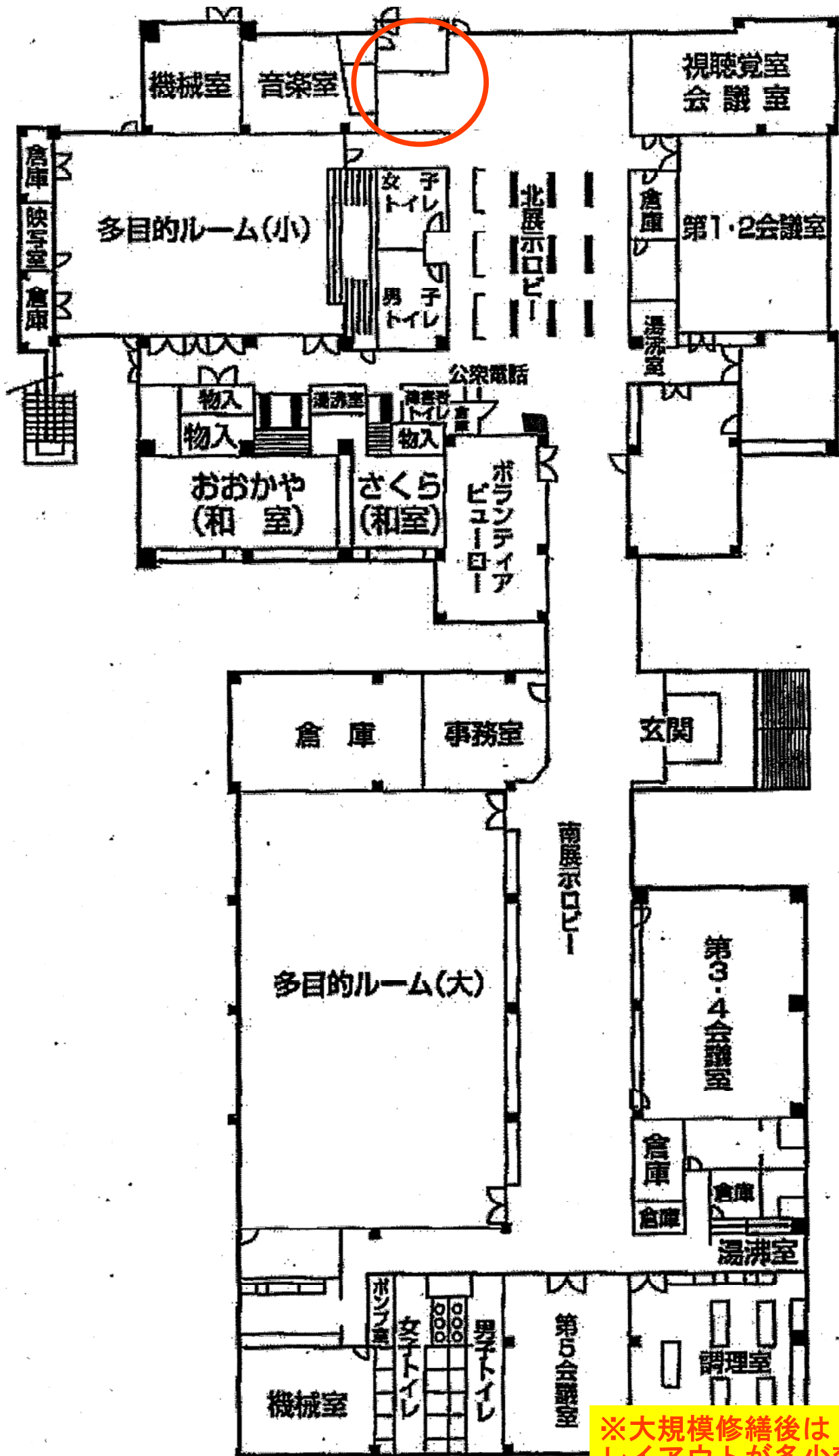
電話回線の敷設については、契約前に協議するものとします。

貸付範囲図

23.8m²



出店場所平面図



※大規模修繕後はレイアウトが多少変わります

様式第 1 号

提案参加申込書

平成 年 月 日

さいたま市長 清水 勇 人 宛

住 所：

商号又は名称：

代表者職氏名： 印

「さいたま市与野本町コミュニティセンター公募貸付事業者募集要項」に記載された内容をすべて承知し、さいたま市与野本町コミュニティセンターにおける喫茶コーナーの設置・運営事業者の公募に参加したいので、提案参加申込書を提出します。

また、本申込書の提出に当たり、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

○店舗の運営形態（1 又は 2 に○をし、企業名を記入してください。）

喫 茶	方法	1 直営	2 フランチャイズ契約	
	企業名 又は 個人		フランチャイザー (本部企業)	
			フランチャイジー (加盟店)	

(連絡先)

所属部署	
氏 名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式第 2 号

誓 約 書

平成 年 月 日

さいたま市長 清 水 勇 人 宛

住 所：

商号又は名称：

代表者職氏名：

印

「さいたま市与野本町コミュニティセンター公募貸付事業者募集要項」に基づく公募に参加するに当たり、下記の欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する入札に係る契約を締結する能力を有しない破産者で復権を得ない者に該当する者。
- ②直近 2 年間に於いて、法人税（個人事業者にあつては所得税）、及び法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所等を有する場合）を未納及び滞納している者。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当する者。
- ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者。
- ⑤公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に該当する者。
- ⑥さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている期間がある者。
- ⑦さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱、又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱に基づく指名停止を受けている者。

様式第 3 号

事業者の概要及び実績

(1) 事業者の概要

商号又は名称		
代表者 職・氏名		
住所（所在地）		
設立年月日		
資本金		
経歴・沿革		
支店・営業所数		
従業員数	役員	
	正社員	
	パート・アルバイト等	
業務内容		
その他特記事項		

※フランチャイジー（加盟店）として応募する場合、フランチャイザー（本部企業）の会社（業務）概要書も併せて提出し、サポート体制がわかる資料を添付してください。

様式第 4 号

質 問 書

平成 年 月 日

さいたま市長 清 水 勇 人 宛

商号又は名称：

担当者所属氏名：

連絡先電話番号：

連絡先 E-mail：

「さいたま市文化センター公募貸付事業者募集要項」に基づき、喫茶コーナーの設置・運営に関する質問書を提出します。

項目	質問趣旨

様式第 5 号

平成 年 月 日

さいたま市長 清 水 勇 人 宛

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

印

企 画 提 案 書

「さいたま市与野本町コミュニティセンター公募貸付事業者募集要項」に基づき、喫茶コーナーの企画提案書を提出します。

なお、設置・運営事業者に選定された場合には、本要項に定められた条件及び企画提案書の内容を誠実に実行することを誓約します。

1 営業内容に係る企画提案

(1) 運営方針及び実施内容

①運営方針及び実施内容

与野本町コミュニティセンター内に設置する喫茶コーナーとしての設置目的を理解し、運営方針及び実施内容（店舗コンセプト、商材等の搬入方法、廃棄物等の搬出方法、衛生管理、営業方式等）を記入してください。

※A 3 規格で作成した平面図を必ず添付し、イメージ図等があれば添付してください。

②営業時間

営業開始時間	営業終了時間	備考

※休館日・・・毎週月曜日（該当日が祝日の場合は、翌日が休館日）、12月29日～1月3日

（２）年間収支計画

項目		年間	対売上比率	備考
収入	売上		100.0%	客数×客単価×営業日数
	客数（人）		—	
	客単価（円）		—	
	営業日数（日）		—	
	その他収入		—	
	収入合計		—	
支出	売上原価		%	
	売店管理費		%	
	人件費		%	
	光熱水費		%	
	減価償却費		%	
	諸経費		%	
	貸付料		%	
	その他支出		%	
	支出合計		%	
差引損益			%	

(3) メニュー、提供サービスの構成及び価格設定の特徴

①メニュー構成及び価格の特徴

メニュー構成や価格設定の特徴、その他アピールポイントについて記入してください。

②メニュー構成及び価格

品目・メニュー	提供価格	備考
(主なもの)		

※主なメニューについて、内容や盛り付けがわかる写真等の資料を添付してください。

③その他の提供サービス及び利用価格

[illegible]

※利用者の利便性向上につながる提供可能なサービスを記入し、有料サービスの場合はその利用価格を記入してください。

(4) その他自由提案

その他、利用者の満足度向上につながる取組みやアピールする内容があれば記入してください。

2 実施体制に係る企画提案

(1) 従業員の配置計画、接遇教育及び利用者からの要望・苦情等への対応

①従業員配置計画

営業開始時間から終了時間までの時間帯別の従業員の配置計画、従業員の配置についての考え方（混雑ピーク時の対応等）を記入してください。

②従業員の接遇教育・要望苦情等への対応方法

コミュニティ施設内の業務であることを踏まえた従業員の接遇教育や接客をどのように行うのか記入してください。また、利用者からの要望や苦情等を受け付ける方法とその内容に対して具体的にどのように対応するのか記入してください。

(2) 本市への貢献

従業員の地元雇用など、地域貢献に対する取組内容を記入してください。

(3) 危機管理

喫茶コーナーにおける事故防止対策や、事故発生時の対応について記入してください。また、大規模災害発生時等の与野本町コミュニティセンターへの協力体制について記入してください。

様式第 6 号

平成 年 月 日

さいたま市長 清 水 勇 人 宛

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

印

貸付料提案書

「さいたま市与野本町コミュニティセンター公募貸付事業者募集要項」に基づき、喫茶室の貸付料提案書を提出します。

なお、設置・運営事業者に選定された場合には、本要項に定められた条件及び企画提案書の内容を誠実に実行することを誓約します。

記

提案貸付料

①月額・税抜	②貸付料（月額・税込） ②=①×1.08
円	円